

【資料 3】 児童福祉専門分科会

(措置審査部会・児童相談業務評価検証部会)

京都府社会福祉審議会 児童福祉専門分科会措置審査部会の概要

	措置審査部会
設置根拠等	児童福祉法施行令 第 29 条 京都府社会福祉審議会規則 第 8 条
委員数	6 名
任期	3 年 現行任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 3 0 日
審議事項	①児童福祉法第 28 条の規定による家庭裁判所への入所承認等に係る申立てを検討するケース ②児童福祉法施行令第 29 条の規定による里親の認定適否を検討するケース

○開催状況（令和 5 年度開催実績）

開催日	審議事項		審議結果		
	①	②	①	②	
第 1 回	令和 5 年 5 月 22 日(月)	2 件	2 件	全て妥当	全て適当
第 2 回	令和 5 年 7 月 10 日(月)	3 件	6 件	全て妥当	全て適当
第 3 回	令和 5 年 9 月 11 日(月)	2 件	6 件	全て妥当	全て適当
第 4 回	令和 5 年 11 月 6 日(月)	3 件	4 件	全て妥当	全て適当
第 5 回	書面開催	1 件	－	妥当	－
第 6 回	令和 6 年 1 月 15 日(月)	2 件	2 件	全て妥当	全て適当
第 7 回	令和 6 年 3 月 15 日(金)	1 件	4 件	妥当	1 件：不適當 1 件：保留 ※令和 6 年度第 2 回部会にて「適当」と認定 2 件：適当

京都府社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童相談業務評価検証部会の概要

	児童相談業務評価検証部会
設置根拠	児童虐待の防止等に関する法律 第4条 京都府社会福祉審議会規則 第8条第2項
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析 ・児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証
委員数	6名
任期	3年 現行任期：令和6年7月1日～令和9年6月30日
開催状況 (直近)	令和5年度 開催実績なし
審議事項	重大な児童虐待事案における関係機関の対応等の評価・検証 (課題や提言)

児童虐待通告件数等

1 児童虐待通告の状況

(1) 通告件数（令和5年度中に児童相談所が虐待通告を受け付けた件数）

2,673件（前年度より48件減前年度比98.2%）

年度	元	2	3	4	5
府内3児相合計 (前年度比)	2,547 (121.1%)	2,448 (96.1%)	2,576 (105.2%)	2,721 (105.6%)	2,673 (98.2%)

▶ 過去最多件数となった令和4年度と比べて48件減少したものの、高止まりの状況にある。

(2) 通告経路

①警察 1,396件（前年度より140件減 前年度比90.9% 構成率52.2%）

②近隣・知人 285件（前年度より20件増 前年度比107.5% 構成率10.7%）

③市町村 200件（前年度より21件増 前年度比111.7% 構成率7.5%）

▶ 警察からの通告が減少したものの、全体のうち過半数以上を占める。

▶ 近隣・知人及び市町村からの通告が増加した。

(3) 虐待の種類

①心理的虐待 1,643件（前年度より32件減 前年度比98.1% 構成率61.5%）

②身体的虐待 604件（前年度より30件増 前年度比105.2% 構成率22.6%）

③ネグレクト 383件（前年度より64件減 前年度比85.7% 構成率14.3%）

▶ 心理的虐待が全体の過半数以上を占め、次いで身体的虐待、ネグレクトが多い。

▶ 警察からの通告のうち多くが子どもの面前での家庭内暴力（面前DV）に起因する心理的虐待であり、警察からの通告件数が減少したことにより、心理的虐待の件数も減少した。

(4) 主たる虐待者

①実母 1,282件（前年度より4件増 前年度比100.3% 構成率48.0%）

②実父 1,207件（前年度より25件減 前年度比98.0% 構成率45.2%）

③実父以外の父 141件（前年度より14件減 前年度比91.0% 構成率5.3%）

▶ 虐待者が実親となるケースが多く、9割以上を占めている。（例年と同傾向）

2 児童虐待通告件数の内訳

(1) 受理件数の年次推移

	R3	R4	R5
家庭支援総合センター	624	691	623
南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,255	1,384	1,397
北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	697	646	653
合計	2,576	2,721	2,673

(2) 経路別受理状況

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい受理		
R3	121	29	237	14	236	0	2	21	13	1,413	42	448	246	2,576
R4	105	34	265	16	179	3	2	26	18	1,536	31	506	294	2,721
R5	106	51	285	26	200	4	0	31	14	1,396	32	528	350	2,673
構成率 (R5)	4.0%	1.9%	10.7%	1.0%	7.5%	0.1%	0.0%	1.2%	0.5%	52.2%	1.2%	19.8%		100%

(3) 虐待の種類

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R3	537	20	348	1,671	2,576
R4	574	25	447	1,675	2,721
R5	604	43	383	1,643	2,673
構成率 (R5)	22.6%	1.6%	14.3%	61.5%	100%

(4) 主たる虐待者

	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R3	1,147	119	1,236	22	52	2,576
R4	1,232	155	1,278	12	44	2,721
R5	1,207	141	1,282	14	29	2,673
構成率 (R5)	45.2%	5.3%	48.0%	0.5%	1.1%	100%

(5) 年齢別虐待内容別分類 (R5)

	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	123	115	183	111	72	604
性的虐待	0	7	14	14	8	43
ネグレクト	73	77	137	56	40	383
心理的虐待	329	368	558	246	142	1,643
合計	525	567	892	427	262	2,673

3 相談対応件数 (令和5年度中に児童相談所が虐待と認定し、援助方針を決定した件数)

2,262件 (前年度より600件減 前年度比79.0%)

※相談を受理してから、調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

※国の福祉行政報告例における集計方法の統一化が図られたことにより、令和5年度分からは、調査や児童の安全確認の結果を踏まえ児童虐待に該当しないと判断した件数を含まない。(令和4年度までは、児童虐待に該当しないと判断された件数も含む。)